

第56回岩手県環境審議会 会議録

日 時 令和7年2月6日（木）
13：30～15：15
場 所 盛岡市勤労福祉会館大ホール

1 開 会

2 挨 拶

3 報 告

- (1) 岩手県環境基本計画の進捗状況について
- (2) 地球温暖化対策実行計画の進捗状況について
- (3) 岩手県環境審議会温泉部会審議結果について
- (4) 第43回岩手県環境審議会水質部会審議結果について
- (5) 岩手県環境審議会自然・鳥獣部会審議結果について
- (6) 令和7年度における取組について

4 その他

(出席委員)

石川奈緒委員、岩井光信委員、工藤貴子委員、齊藤貢委員、渋谷晃太郎委員、鈴木まほろ委員、高田貞一委員、丹野高三委員、塚本善弘委員、辻盛生委員、寺長根実委員、晴山涉委員、盛合敏子委員

(リモート出席委員)

伊藤歩委員、大友幸子委員、小野寺真澄委員、佐藤美加子委員、櫻井麗賀委員、篠原亜希委員、杉山佳弘特別委員（谷尻智恵子氏 代理出席）、龍澤直樹特別委員、山内貴義委員、宮本健也特別委員（樋川満氏 代理出席）

(欠席委員)

小野澤章子委員、佐々木千恵子委員、佐藤信逸委員、武田哲委員

(五十音順)

1 開 会

○ 小國副部長兼環境生活企画室長

ただいまから、第 56 回岩手県環境審議会を開催します。

私は事務局を担当しております、環境生活部副部長の小國でございます。暫時、司会を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

本日は、委員 27 名のうち 23 名の御出席をいただいております。過半数に達しておりますので、岩手県環境審議会条例第 7 条第 2 項の規定により、会議が成立していることを御報告いたします。

なお、新しく委員となられた方がいらっしゃいますので、御紹介いたします。

最初に 高田 貞一（たかだ さだかず）委員でございます。

次に 東北農政局の龍澤 直樹（たつざわ なおき）委員でございます。本日はリモートでの参加でございます。

また、当審議会ですが、「審議会等の会議の公開に関する指針」に基づきまして、会議録を公表するまでの間、会議内容を録音した音声情報を県のウェブサイトにて公開することとしておりますので、あらかじめ御了承願います。

2 挨 拶

○ 小國副部長兼環境生活企画室長

それでは開会に当たり、環境生活部長の大畑より御挨拶申し上げます。

○ 大畑環境生活部長

環境生活部環境生活部長の大畑と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

委員の皆様には、御多忙の中、そして雪が多い中で、そして会議の方に御参加をいただきまして、ありがとうございます。

また日頃より、本件、環境行政の推進に当たりまして、御理解と御協力を賜り、こちらにつきましても、改めて御礼を申し上げます。

本日の審議会でございますけれども、事務局からの報告事項が主なものとなります。岩手県環境基本計画及び岩手県地球温暖化防止実行計画の令和 5 年度の進捗状況、それから 2 月 4 日に公表させていただいておりますが、県の令和 7 年度当初予算案、そのうち環境関係予算の概要、そして各部会におきます、今年度の審議状況、そういったところの報告をさせていただくこととしてございます。

限られた時間でございますが、委員の皆様には忌憚のない御意見を頂戴できればと思っております。

委員の皆様からいただいた御意見をもとに、今後施策の推進に当たって参りたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

3 報 告

- (1) 岩手県環境基本計画の進捗状況について
- (2) 地球温暖化対策実行計画の進捗状況について
- (3) 岩手県環境審議会温泉部会審議結果について
- (4) 第43回岩手県環境審議会水質部会審議結果について
- (5) 岩手県環境審議会自然・鳥獣部会審議結果について
- (6) 令和7年度における取組について

○ 小國副部長兼環境生活企画室長

それでは、以降の進行につきまして、審議会条例第3条第2項の規定によりまして、会長が議長を務めることとなっております。渋谷会長にお願い致します。

○ 渋谷会長

それでは、会議の次第により議事を進めて参りたいと思います。

円滑な議事の進行、御協力よろしくお願い致します。最初に岩手県環境基本計画の進捗状況について、事務局から御説明をお願い致します。

○ 吉田企画課長

環境生活企画室の吉田と申します。

4ページを御覧ください。

資料1「岩手県環境基本計画の進捗状況」について御説明します。

岩手県環境基本計画に基づきます令和5年度の主な取組・事業などについては、昨年6月に開催された前回の審議会で既に報告を行っていたところです。

今回は、黄色でお示ししております前回未確定だった実績値等を踏まえた、指標の達成状況や各分野の進捗状況を中心に説明いたします。

4ページ上部に記載のとおり、現行の環境基本計画は「環境・経済・社会の一体的向上に向けた横断的施策」と「環境分野別施策」の2つの施策領域を設けておりまして、

「横断的施策」では総合的指標として3分野に5指標を、「環境分野別施策」では総合的指標として5分野10指標の他、施策推進指標として28指標を設定しております。

まず、①の「環境・経済・社会の一体的向上に向けた横断的施策」における指標の達成状況及び施策の進捗状況の概要について御説明します。

指標の達成状況は、下の表でお示ししているとおりであり、総合的指標5指標のうち、「向上」が4指標、「横ばい」が1指標となり、1から3の各施策分野の進捗状況は、「順調」又は「概ね順調」と判断したところです。

次のページ、5ページを御覧ください。次に、②の「環境分野別施策」における指標の達成状況及び施策の進捗状況の概要について御説明します。

こちら表を御覧いただきたいのですが、まず、総合的指標10指標については、達

成度Aが3指標（で33%）、達成度Bが5指標（で56%）、達成度Dが1指標（で11%）となりました。

施策推進指標28指標については、達成度Aが18指標（で64%）、達成度Bが7指標、達成度Dが3指標となりました。

1から5の各分野の進捗状況は、表のとおり、「順調」又は「概ね順調」と判断したところです。

なお、指標の達成度の計算方法及び進捗状況の判断方法は、5ページ下段の2つの表でお示ししております。

6ページを御覧ください。ここからは、各施策における指標の達成状況等の詳細について御説明します。

まず、「環境・経済・社会の一体的向上に向けた横断的施策」における各指標の達成状況及び各分野の進捗状況について御説明します。

1の「地域資源の活用による環境と経済の好循環」についてですが、(1)「総合的指標の達成状況」において、1指標が「向上」していることなどから、(2)「点検結果」において、指標の達成状況と個別施策の取組状況を踏まえ、この分野の進捗状況は「順調」と判断しております。

7ページを御覧ください。2「自然と共生した持続可能な県土づくり」についてですが、(1)「総合的指標の達成状況」において、1指標が「横ばい」、1指標が「向上」していることから、(2)「点検結果」において、指標の達成状況と個別施策の取組状況を踏まえ、この分野の進捗状況は「概ね順調」と判断しております。

8ページを御覧ください。3「環境にやさしく健康で心豊かな暮らしの実現」についてですが、(1)「総合的指標の達成状況」において、2指標が「向上」していることから、(2)「点検結果」において、指標の達成状況と個別施策の取組状況を踏まえ、この分野の進捗状況は「順調」と判断しております。

9ページを御覧ください。ここからは、「環境分野別施策」における各指標の達成状況及び各分野の進捗状況について御説明します。

まず、1つ目の「気候変動対策」についてです。(1)「総合的指標の達成状況」については、2指標のうち年度評価が可能な1指標が達成度Bとなりました。

次に、10ページにかけて掲載しております(2)「施策推進指標の達成状況」については、8指標のうち7指標が達成度A又はB、1指標が達成度Dとなりました。

なお、達成度がDとなった「再造林面積」については、令和4年度の804ヘクタールと比較して増加はしましたが、木材の需要減に伴う主伐面積の減少が続く、その後の再造林の面積も減少したことにより目標に達しなかったものでございます。

今後は、「温室効果ガス排出量の2050年度実質ゼロ」の実現に貢献するため、伐採から再造林までの作業を連続して行う一貫作業システムの導入等による森林整備や、公共施設や民間施設における県産木材の利用拡大を促進します。

(3)「点検結果」を御覧ください。総合的指標と施策推進指標の達成度を考慮し、この分野の進捗状況は「順調」と判断しました。

11 ページを御覧ください。2の「循環型地域社会の形成」についてです。

(1)「総合的指標の達成状況」については、2指標のうち1指標が達成度D、1指標が達成度Bとなりました。

達成度がDとなった「一般廃棄物のリサイクル率」については、重量のある紙類が新聞や雑誌等のデジタル化に伴い回収量が年々減少傾向にあること、また、少子高齢化により自治会等での集団回収活動を継続することが困難となっている地域があることなどを理由に目標値の達成に至らなかったものと考えておりますが、今後とも可燃ごみの大部分を占める生ごみの減量やリサイクルに向けまして、市町村と連携して食品ロスの削減などに関する普及啓発を実施します。

次に、(2)「施策推進指標の達成状況」については、7指標のうち6指標が達成度A又はB、1指標が達成度Dとなりました。

12 ページに行きまして、(3)「点検結果」を御覧ください。総合的指標のうち1指標「一般廃棄物のリサイクル率」の達成度がDであったものの、1指標「産業廃棄物の再生利用率」の達成度がBであり、施策推進指標の達成度は半数以上がAであったことから、この分野の進捗状況は「概ね順調」と判断しました。

13 ページを御覧ください。3の「生物多様性の保全・自然との共生」でございます。

(1)「総合的指標の達成状況」については、2指標のうち2指標が達成度A又はBとなりました。

次に、(2)「施策推進指標の達成状況」については、6指標全てが達成度A又はBとなりました。

(3)「点検結果」を御覧ください。総合的指標と施策推進指標の達成度を考慮し、この分野の進捗状況は「順調」と判断しました。

14 ページを御覧ください。4の「環境リスクの管理」でございます。

(1)「総合的指標の達成状況」については、2指標全てが達成度A又はBとなりました。

次に、(2)「施策推進指標の達成状況」については、5指標のうち4指標が達成度A、1指標が達成度Dとなりました。

達成度がDとなった「汚水処理人口普及率」については、計画に対し下水道普及人口の減少割合が大きく、また、各世帯の経済的な理由や家屋の老朽化等の状況により浄化槽を設置できない場合があるほか、現状の居住環境に不満を感じていないなどの理由から浄化槽の設置を希望する世帯が減少していることなどの理由により、目標の達成に至らなかったものと考えております。

今後も、下水道施設の整備を計画的に進めるとともに、出前講座の実施や浄化槽設置補助制度の周知等により浄化槽の普及啓発に取り組みます。

(3)「点検結果」を御覧ください。総合的指標と施策推進指標の達成度を考慮し、こ

の分野の進捗状況は「順調」と判断しました。

15 ページを御覧ください。5 の「持続可能な社会づくりの担い手の育成と協働活動の推進」です。

(1)「総合的指標の達成状況」については、2 指標全てが達成度 A となりました。

次に、(2)「施策推進指標の達成状況」については、2 指標全てが達成度 A 又は B となりました。

(3)「点検結果」を御覧ください。総合的指標と施策推進指標の達成度を考慮し、この分野の進捗状況は「順調」と判断しました。

指標の達成状況及び各分野の進捗状況についての御説明は以上です。

なお、前回と今回の審議会において説明しました「令和 5 年度 岩手県環境基本計画の進捗状況」については、その内容を取りまとめ、今年度末に令和 6 年版の環境報告書となる予定です。

また、15 ページの下部、「その他」についてですが、本計画の指標や施策の達成状況、国の動向等を踏まえ、計画期間の中間年に当たる令和 7 年度に本計画を見直しすることとしております。

最後に、16 ページを御覧ください。「岩手県環境基本計画の施策推進指標の置換え」について御報告します。

今ほど、指標の達成状況について御説明したところですが、コロナ 5 類移行による社会経済活動の活性化等を踏まえた、いわて県民計画・第 2 期政策推進プランにおける具体的推進方策指標の変更を受けまして、分野別計画である、この「岩手県環境基本計画」においても、同プランの具体的推進方策指標を活用しております施策推進指標の目標値等の置き換えを行っておりますので、この場で御報告させていただきます。

なお、目標値の修正を行う指標は 16 ページの表のとおりであり、いずれも上方修正でございます。

以上で、岩手県環境基本計画の進捗状況の説明を終わります。

○ 渋谷会長

はい。御説明ありがとうございました。

ただいまの御説明について、まず会場の委員の皆様方から御質問いただきたいと思います。いかがでしょうか。

○ 岩井委員

はい。岩井と申します。

先ほど 10 ページ等で、一般廃棄物のリサイクル率が達成度 D という部分があったと思いますが、目標値を大きく下回るということについて、先ほどは紙の回収率という説明がありました。いろいろなリサイクルがあるかと思うのですが、なぜこのように下回

ってきているのかということと、今後についてどのようにお考えになっているのかということについてです。

今現状として一般廃棄物というのは自治区ごとに、ルールなどいろいろな部分が違っているようでして、例えば盛岡市の中心部ですと、生ごみ等も入れて焼却になり、燃やしているような形ですが、都南地区から矢巾、紫波地区では、生ごみをしっかり分別して回収しまして、それを堆肥化して販売するような形にしています。そういう地区ではやっぱり、ごみ推進員とか置いてですね、かなり厳しくやって、その自治区等がリサイクル率を上げると、市町村からの表彰を受けられるというような、飴と鞭じゃないですけれども、いろいろそういう形の取組をしています。

あとは矢巾町にある、リサイクルモアという施設は、私も利用させていただいていますが、鉄くずからダンボールまで、ごみを持ってくとポイントがつきます。メリットとして、やはり回収率は上がっていくようですが、矢巾町の自治区で聞いたのですが、そういったところに個人で持っていく方が多くなり、その自治区のリサイクル率を上げていた物の入ってくる量が少なくなったという悩みもあるようです。

私、盛岡市に住んでいるのですが、生ごみから何から全部入れて、出した場合カラスによる被害が非常に多くて散乱してしまったり、カラスに襲われたというような人達もいます。そういう意味で、もっとリサイクルというのは、生ごみ、カン、ビン、段ボール、紙だけではなくて、例えば古着だとか、そういうものの回収ができるよう持っていけるようにしたり、あとは何をやればリサイクルになるのかという事が意外と周知されてないように思いますので、自治区の勉強会などで、そういうものを選べるような形にしてみてもいいのかなと思います。自治会だけでもかなりの数が出てくるのではないかなと思います。

リサイクル率については、率を上げるというよりは、そういうふうな周知をして、なるべくリサイクルができるようにしていくことを検討していただけないかなと思います。

○ 古澤資源循環推進課総括課長

資源循環推進課の古澤と申します。

資料の 11 ページの総合的指標である一般廃棄物リサイクル率の達成度がD判定だった理由についての御質問と、リサイクル率を上げるための対策として勉強会やワークショップであるとか、そういった取り組みをされた方がいいのではないかという御意見を賜りました。

まず御質問の部分についてですが、リサイクル率が目標値を下回った理由でございます。資料のところにも若干書いているのですがけれども、資源化されるもののうちの、紙類というものが非常に重要で、それが減ったということではあるのですがけれども、もう少し詳しく御説明させていただくと、リサイクル率の計算方法ですが、市町村が回収

したごみの総重量に対する、資源化されたごみの重量の割合という形になります。

資源化されるごみもいろいろあるのですけれども、一番割合的に多いのが紙類になっております。紙類の回収量が年々減少しているため、リサイクル率が減少する結果になったということで、なぜ紙類の回収量が減っているのかということなのですが、これにつきましても新聞であるとか雑誌などがデジタル化してきているということで、ペーパーレス化の取組が普及してきたことによるものと考えてございます。

よって、リサイクル率は下がっているのですが、言葉を変えると、廃棄物行政の取組である3R、リデュース・リユース・リサイクルなのですが、そのうち優先的に取組が求められているリデュース、すなわち発生抑制の効果が、結果的にリサイクル率に影響したと言えるのかなと考えております。

ちなみに紙類の資源化量ですけれども、平成30年度は3万2,000トンぐらい資源化されているのですが、令和4年度だと、2万6,000トンぐらいということで、6,000トンぐらい減少しております。それから、集団回収は、やはり少子高齢化の影響で回収量が減少しています。これについてもデータがございまして、平成30年度で1万8,000トンぐらいでしたが、令和4年度だと1万2,200トンぐらいということで、5,800トンぐらい減少しております。

それから、リサイクル率向上のための対応策ということなのですが、ごみの組成について御説明すると、割合が多い順に、生ごみが4割から5割ぐらい、次に古紙であるとか紙ごみ、これが2割から3割、そしてプラスチックが1割弱ぐらいになっております。そのうちの資源化しやすい紙類とかプラスチック類、これらは大分資源化されてはいるのですが、さらに資源化率を向上させるため分別の徹底が必要かなと思っております。次に、ごみの多くの割合を占める生ごみの減量化というのが必要で、例えば食品ロスの削減が必要かなと思っています。そのうえで、生ごみとして出る部分もあると思うので、先ほど委員から御紹介がありましたような、その生ごみを堆肥化するという取組を推進していくというようなことがあると思います。

県としては、一般廃棄物について市町村と連携するような形で、今お話をさせていただいたような取組を進めるということと、県主催で勉強会やワークショップ、ごみ減量化研究会をやっていますので、そういったものも継続してやっていくことが重要かなと思っております。

以上でございます。

○ 岩井委員

ぜひそういうワークショップや、それから生ごみのバイオマス発電、そういった部分もでき、そういうシステムになっていけばいいかなと思います。

○ 晴山委員

はい。廃棄物の事で私もちょっと同じところで、お話したいと思うのですが、一般廃棄物のリサイクル率で確かに、全国的な傾向でリサイクル率が徐々に落ちていってごみの総量も一緒に落ち続けるというような傾向があるので、なかなか指標の達成状況として、「リサイクル率」を上げていくことについて、そろそろ考えなければいけないのかなとまず思っている所です。

それであと、ちょっと気になっているのは、今回D判定をつけているわけなのですが、全国的なリサイクル率の減少幅は多分、パーセンテージというところ0.数パーセントずつぐらいしか減ってないのかなと思うのです。それが1%ぐらい以上と、大きく影響を受けてきているというのは、資源物として回収するものが、おっしゃる通り重量物が減っており、企業の方の御努力によって、定点回収されているという面もおそらくあると思うのですが、一方その分母である廃棄物の総量の方が、全国的に見たときに、岩手県内ちょっと落ち方があまりよくないのではないかなと。そこをちょっと考えていかなければいけないところにあるのではないかなと思っているところです。

それで、いくつかの自治体のお話を聞いていると、トレンド通り減っている自治体と、横ばいか、増えていっている自治体というのがありますので、減っている自治体さんがどのような取組をしたことによって、どう減っているのかという事例を各市町村で共有できるような会を、県の方で今後開いていってもらえれば、良い施策をそれぞれの自治体で反映させることができるのではないかと考えております。ぜひ御検討お願い致します。

○ 古澤資源循環推進課総括課長

委員からお話ありましたように、市町村とのごみの減量化に関する研究会というのを年1回やっておりますので、その中で、例えば減少幅が大きい市町村には、どういう取組をやった結果、そういう効果が出てきたのかというところはお聞きして、どういう取組の効果があるのかというところについて、いろいろ研究してデータを集めたうえで普及して、全体的に取組をお願いしていきたいなと思っております。

○ 渋谷会長

はい、ありがとうございました。

他には、はい、辻委員をお願いします。

○ 辻委員

辻です。14 ページの環境リスク管理の部分なのですが、達成度の一番上の河川・湖沼・海域BODの98.3%という実績、これは目標値に達成しなかったからBなのだと思うのですが、達成状況自体は高い部類に入るのだと思うので、目標値に

至らなかったら評価を下げるという考え方で良いのかと疑問に思いました。

関連しまして、汚水処理人口が上がらない、これが上がらないことによって今現状として、何か具体的な弊害があるのかどうか。河川のBOD等の達成率は98.3%、概ね達成していると考えられ、これ以上数値を上げるのは、なかなか容易ではないという気がします。

そのあたり、現状に即した評価に変える必要はないのかと思います。あと、川的环境も大分改善されてきていると思います。それを考えたときに、いかにきれいにするか、水質を向上させるか、そこも重要な所なのですけれども、水質が改善されたことで、もともと生育していた生物がどこまで戻っているのか、そういった視点も何か重要になってくるのではないかと感じました。

○ 渋谷会長

はい。ありがとうございました。

○ 古澤資源循環推進課総括課長

当部の所管ではないところもあるのですけれども、今の御質問の中の汚水処理人口普及率の意味合いについてです。85.4%なので、100から85.4引いた14.6%ぐらいが、し尿以外の、いわゆるお風呂や洗面所からの生活雑排水を処理せずに流しているわけなので、環境への負荷を低減させるためには、汚水処理人口普及率を見ていくのがよいと考えています。

○ 辻委員

ありがとうございます。おっしゃる通りだと思うのですけれども、水環境を考えた時に、大分改善されている現状もありますので、綺麗にするだけでなく、もう少し別の視点も必要なのではないかと思いました。

○ 加藤担当技監心得兼環境保全課総括課長

追加で、環境保全課です。今の御質問への回答の追加でございます。

河川のBODですね。98.3%というのは、やっぱり非常に高いというふうに私ども認識しておりますけれども、目標値99.1%ということで、これは、どうしても達成できないところが若干あるものですから、それ以下のところについては、達成したいという思いで99.1%を目標にして、より高みを目指していきたいという所でございます。

また、汚水処理人口普及率につきましては、十分高いじゃないかという話があるのですけれど、やっぱり局所的に見ますと、例えば、海域は閉鎖性水域など、まだまだ達成してないところもあります。

そういったところを分析してみますと、汚水処理人口普及率が、まだ伸びる余地があ

るところというのもありまして、やはり伸ばしていく必要があると考えています。

また、河川で生きている生物の視点もということですが、確かに遅れているところか
と思いますので、そういった視点も取り入れながらというところは、重要な御指摘かな
んと思っています。

○ 渋谷会長

ありがとうございました。

他には会場の皆様。

○ 塚本委員

塚本です。先ほど岩井委員から出たリサイクル関係なのですが、市町村レベル
で生ごみだとかプラスチックのリサイクルに取り組んでいるというのは、私も存じ上
げてはいます。容器包装プラスチックの資源化に関してはかなり進んでいるとは思
うのですが、法律の改正で義務になったプラごみの一括回収が全国的にあまり進んで
いない。

岩手県では、岩手町だけでしたか。一関市だとか奥州市が実験的なことを行ってい
る話は知っていますけれども、なかなかそれ以外の市町村で一括回収の動きが目に見え
ての取組はされていない。その辺りを県として市町村が一括回収を進めるようにどう
いう働きかけをしているのか、そういった意見が1点。

それから11ページの下の(2)の2つ目ですね、「エコショップいわて認定店等によ
る店頭資源回収量」について、私は「エコショップいわて認定店」の制度の委員もして
いる関係で、この制度については存じ上げていますけれども、2つ目の「エコショップ
いわて認定店等による店頭資源回収量」がD判定になっており、その理由として、新聞
や雑誌等の回収量が減少傾向にあるという、資源回収量の話が書かれています。エコシ
ョップいわて認定店になっているスーパーなども存じ上げていますけれども、そうい
ったスーパー等の店頭で、新聞とか雑誌とかを、一般の消費者が店頭を持ち込むよう
な感じになってないような気がするのです。認定店に新聞・雑誌が持ち込まれている前提
の話となっているが、これでいいのか、確認です。

○ 渋谷会長

はい。ありがとうございます。

○ 古澤資源循環推進課総括課長

まず1点目の使用済みプラ製品の回収の関係でございます。

御紹介いただきましたように、岩手町が認定を受けています。それから奥州市と一関
市が取り組んでいるのが、県の事業にゼロエミッション推進事業というのがありまし

て、そのメニューの1つとして、プラスチックごみを再資源化する事業者に対する支援事業というのを継続してやっております。地域の事業者と、奥州市、一関市と協力してもらって、事業をやっていただいているわけですが、いずれも実証試験みたいな形なので、その結果を踏まえて、他の市町村にも取り組んでもらうように、展開していきたいと考えてございます。

それからもう1点が、エコショップ認定店の店頭回収量の関係です。エコショップ認定店で資源回収しているのですが、スーパーみたいな業者さんですと、紙であるとか瓶とか缶とかのリサイクルをやられています。そうした回収している事業者の回収量を見ると、紙類の回収が減ってきているというようなことで理解しております。

○ 渋谷会長

はい。ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。

それでは次にリモートの御出席の委員の皆様方から御質問があれば、挙手ボタンを押していただければ、はい、いらっしゃらないようなので、次に行きたいと思います。

私から1つだけ。最後15ページのその他のところなのですが、ただ委員の皆様方の御意見いただいたところで、指標そのものをどうするか御意見がありました。来年度、計画の見直しを考えてらっしゃるとの事なのですけれども、もう、計画の制度とかいろいろな、もう計画の見直しの中で指標なども、今後議論していただくことになるのでしょうか。

○ 吉田企画課長

企画課長の吉田です。

会長がおっしゃったとおり、来年度の見直しについては、文章、中身、その他そういった指標の見直しなども検討していきたいと考えているところでございます。

○ 渋谷会長

ありがとうございました。また引き続き、来年度の審議会の中でまた御意見、いただければと思います。ありがとうございました。

それでは続きまして、(2)の地球温暖化対策実行計画の進捗状況について、グリーン社会推進課長、よろしくお願いいたします。

○ 千田特命参事兼グリーン社会推進課長

グリーン社会推進課長の千田です。よろしくお願いいたします。

説明につきまして着座にて失礼いたします。

17ページを御覧ください。

第2次岩手県地球温暖化対策実行計画の進捗状況について御説明いたします。

この計画は、省エネルギーと再生可能エネルギーで実現する豊かな生活と持続可能な社会を目指す姿としており、3つの基本目標と34の施策推進指標を掲げています。本日は、基本目標と施策推進指標の進捗状況について御説明いたします。

一部、環境基本計画の指標と同じものがございますが、御了解いただきたいと思います。

まず、基本目標のうち、温室効果ガス排出削減についてです。2030年度の排出量を2013年度比57%減という目標について、直近のデータであります、2021年度は27.7%の削減となりました。

2020年度に比較すると排出量が増えているところではございますが、2020年度は新型コロナウイルス感染症の世界的な流行を受けた年度でありまして、県内において感染が拡大する前の2019年度と比較すると、排出量は減少しており、全般的には減少傾向にあるのではないかと考えています。

次のページ左側になります。再生可能エネルギーの電力自給率についてです。2030年度に66%とする目標に対し、2023年度は45.7%と自給率が高まってきております。右側、森林吸収の見込みにつきましては、2030年度において141万6,000トンの吸収量を維持する目標を掲げておりました。2021年度時点では162万5,000トンと目標値を上回っているところです。

次のページを御覧ください。これらの基本目標の達成に向けた施策に係る指標の進捗状況です。達成度の判定区分は、このページの下側に示しておりますので、御参照ください。

上段左側の円グラフのとおり、全34指標中、約7割の指標で達成度がA又はBとなりました。

右側には、省エネルギー対策の推進、再生可能エネルギーの導入促進など、施策領域別に、令和5年度における指標の達成度を示しています。

個々の指標の状況につきましては、1ページ飛んで21ページを御覧ください。

時間の都合上、一部の指標の説明となりますが、御容赦いただきたいと思います。

まず省エネルギー対策の推進のうち、左側のNo.5「家庭のエコチェック参加者数」は、ウェブサイト「いわてわんこ節電所」でエコチェックを行った参加者数でございます。目標を下回り、達成度はC、「やや遅れ」となっております。このため、令和6年7月から、毎月1日を「家庭のエコチェックの日」として周知の強化を図っているところです。

次にNo.6「いわて地球環境にやさしい事業所認定数」は概ね順調に認定数が伸びております。

次にNo.7「事業者が作成する地球温暖化対策計画書の目標達成率」が達成度D「遅れ」となっております。

この計画書は、「県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例」で、二酸化炭素を多く排出する事業者に対し、3年ごとの計画作成と実施状況の届出を

求めているものです。この表の実績値は、令和4年度に計画が満了した事業者であり、計画の目標を達成した事業者の状況を示しているところでございます。

次に、22 ページ、「再生可能エネルギーの導入促進」の項目を御覧ください。

No. 12「再生可能エネルギー導入量」は、1,967MWと、順調に導入が進んでおります。

次に、23 ページの「多様な手法による地球温暖化対策の推進」の項目でございますが、No.19「間伐材利用率」につきましては、目標に対して順調に推移しております。

先ほど環境基本計画で御説明した通り、No. 20「再造林面積」につきましては下回っているというところです。

No. 26「地球温暖化防止のための行動に努めている県民の割合」が、80%の高い水準となっておりますが、90%の目標に向けて、さらなる普及啓発を進めていく必要があると考えています。

No. 29「地球温暖化対策実行計画策定市町村の割合」は、実績値 45%と令和5年度末までに県内 33 市町村中、15 市町村で策定が進んだところです。

続いて、「気候変動への適応」の項目です。24 ページをご覧ください。

No. 31「気候変動に対応した調査研究取組件数」は、順調に取組が進んでおります。

No. 35「熱中症による救急搬送者数」は、1,280 人と目標値を大きく上回っているところですが、令和5年度は、8月の最高気温が31日すべてで30℃以上の真夏日となった観測地点が県内で5ヶ所となるなど、気温が高い日が続いていたということも影響したと考えているところでございます。

ページの下側、計画の見直しについてです。

第2次岩手県地球温暖化対策実行計画は指標や施策の達成状況などを踏まえ、中間年であります令和7年度に見直すこととしております。また、現在検討進められております、国の脱炭素化に向けた各種計画の動向等も踏まえながら、見直しに向けて検討を進めていきたいと考えているところでございます。

説明は以上です。

○ 渋谷会長

はい。御説明ありがとうございました。ただいまの御説明について、まず会場の委員の皆様方から、御質問等いただきたいと思います。

○ 塚本委員

2点ほど。今、最後に説明のあった24 ページのですね、No. 35 に⑤健康「熱中症による救急搬送者数」とあるのですが、基本的にこの事象が多いのはわかっているのですが、ただ一方で、全国的には熱中症と同じくらいの数で、冬場に低体温症で亡くなる人というのが多いと、その最大の理由は住宅が寒いことであると。その低体温症、ヒートショックとも言うのですけれども、この⑤健康で熱中症だけを取り上げるだけで

いいのか、低体温症とかも指標に加えたら良いのではないかな、というのが1点です。

それから、21 ページの一番上の No. 4「岩手型住宅賛同事業者による県産木材を使用した岩手型住宅建設戸数の割合」の指標なのですが、数字、パーセンテージを見ていくと、21 年度の現状値が 23.6%、23 年度の目標値が 26.8%で、23 年度の実績が 53.8%となっていて、設定の考え方を見ていると、30 年度までに 40%へ向上させることを目標とし…と書いてあります。

一方で、23 年度の実績値が 53.8%と、相当一気に2年ほどで上がっていると。

私、住宅政策関係の委員も務めている関係で、県の審議会とも関係があるのですけれども、この数字は出てこなかったのですが、この 53.8 これだけ急激にはね上がった理由、背景があるのかどうか質問したいです。

○ 渋谷会長

はい、ありがとうございます。回答お願いします。

○ 千田特命参事兼グリーン社会推進課長

ありがとうございます。初めに、健康の部分でございます。

確におっしゃるとおり、冬場というようにところも考えていく必要があろうかと思います。この指標を作ったときには、急激な温度上昇というところで気候変動を見ていたというところで指標を設定しているところですが、今後冬場を含めて、どういう指標があるかというところは研究していきたいと思っております。

それから、また住宅の件ですけれども、こちらの方につきましては県土整備部が中心となって進めているところですが、いろいろ工務店さんと協力しながらPRを進めていたというところがあるかと思います。

大変申し訳ございません。これだけ急激に良い数字になった理由というところについては、私どもで詳細を掴めておりませんでしたので、ここでの回答は控えさせていただきます。

○ 渋谷会長

はい。後ほど、分かりましたら伝えて頂けたらと思います。

他にはいかがでしょうか。

○ 丹野委員

岩手医大の丹野です。同じところですが、24 ページの No. 35「熱中症による救急搬送者数」、これ、目標値設定の考え方を見ると、毎年、令和元年度から令和3年度の対前年度比の減少を目指すと書いてありますけど、理解が及ばなくて、どのように計算しているのでしょうか。

- 千田特命参事兼グリーン社会推進課長
これは過去3年の現状トレンドをベースに計算をしたということでございます。
- 丹野委員
つまり移動平均を使ってでしょうか。
- 千田特命参事兼グリーン社会推進課長
そのとおりです。
- 丹野委員
わかりました。それであれば良かったです。3年度でいうと、当然、気温が高い年と、基本低い年とありますので、3年度でこの人数はちょっと無理があるかなと思って。今の
のような回答であれば大丈夫です。
- 千田特命参事兼グリーン社会推進課長
ありがとうございます。こちらにつきましては、先ほどと同じですね、指標のあり方
というところは、検討すべきだと思いますので、見直しの中のいろいろ研究していきたい
と思います。ありがとうございます。
- 渋谷会長
はい。それでは続きまして、リモート出席の委員の皆様方から、御質問があれば伺い
たいと思います。挙手ボタンを押して頂きたいと思いますがよろしくお願いします。
- 小野寺委員
お伺いしたかったのは、指標の件です。基本目標の指標を3つ掲げているかと思いま
すが、3「森林吸収量の見込み」に関してはわかり易いのですが、1「温室効果ガス排
出削減割合」と2「再生可能エネルギーによる電力自給率」の状況について、今どのよ
うにお考えになっているか、お聞かせいただきたいと思います。
- 渋谷会長
はい、ありがとうございます。20ページですね。
1と2について、よろしくお願いします。
- 千田特命参事兼グリーン社会推進課長
今の20ページのこの数字につきましては、グラフの方が17ページで、排出量の推

移を、そして、18 ページで、再生可能エネルギーの電力自給率のこれまでの流れというところを、グラフで示したものでございます。

まず、温室効果ガス排出量のところでございますけれども、目標に向けて、トレンドとしては減少しているというふうに考えているところですが、2030 年の 57% という目標の達成に向けて、さらに取組を進めていかなければならないというふうに考えております。

また、再生可能エネルギーによる電力自給率につきましても、こちらも上昇傾向にあるところでございます。

環境と経済の両立が図られるような形で、再生可能エネルギーをさらに導入し、66% の目標に向けて進めていきたいというふうに考えているところでございます。

○ 渋谷会長

はい。小野寺委員よろしいでしょうか。

○ 小野寺委員

はい。今の進捗が○なのか、△なのか×なのかという部分が、ここに関してはなかったんで、今一度お伺いしたかったところなのですが、おそらくまた次の計画について、話し合いを進めるところになるかと思うのですけれども、この指標等の一覧に関しては、達成度を書いていて、この施策は良かった、悪かったという部分もある中で、この施策があつてこそその、基本目標を達成するか否かということだと思うので、この達成度がよくないのであれば、この施策もちゃんと合っているかどうかという部分をしっかり見直していかないといけない部分なのかなと。もちろん影響が高い分野と、あまり数値には関わらない分野等も諸々あるかと思うのですけれども、その上での、達成度と重要度っていうのを把握しないと、達成が本当に難しい状況なのかなと思ったので、その辺だけお伺いしたくて、質問させていただきました。ありがとうございます。

○ 千田特命参事兼グリーン社会推進課長

ありがとうございます。

来年度の計画見直しの中で、取組の内容も含めて、委員の皆様からも御意見をいただきながら考えていきたいと思います。

○ 渋谷会長

はい。ありがとうございました。

他には、よろしいでしょうか。

それでは私の方から、お願いといたしますか、21 ページの「わんこ節電所家庭のエコチェック参加者数」が達成度 C、とあったのですが、会場の皆様方にとくに、具

体的なチェック用紙を配って頂いたのですけれども、そのようなものだということを御覧いただくと同時に、ぜひ御参加いただいて、書いていただければと思います。

あと、ウェブの方に後程お送りいただければ大変ありがたいと思います。よろしくお願いします。

また大学の先生方でしたら、学生さんとかね。是非渡していただいて、私の方からお願いでした。よろしくお願いします。他にはよろしいですか。ありがとうございました。

では続きまして、次の(3)の環境審議会温泉部会審議結果について、事務局の方から御説明をお願い致します。

○ 酒井自然保護課総括課長

自然保護課総括課長の酒井でございます。温泉部会の審議結果の報告は、2件となります。ページは25ページ、右上に資料3と記載された資料を御覧ください。

令和6年8月23日付けで提出されました温泉掘削許可申請につきまして、令和6年9月20日に温泉部会を開催し審議いただいたところでございます。

温泉法第3条第1項の規定に基づき温泉掘削許可申請があった整理番号1-1「株式会社長内水源工業 代表取締役 長内 信平」につきましては、既存の温泉の湧出量、温度等に影響を与えるものではないと認められたこと、また、整理番号1-2「岩手地熱株式会社 代表取締役社長 小原 勝一」につきましては、既存生産井の状況等に影響を与えるものがないと認められましたことから、2件とも許可相当と答申いただいております。温泉部会からは以上でございます。

○ 渋谷会長

はい。御報告ありがとうございました。

ただいまの御説明について、会場の委員の皆様、御質問等ありますか。

続いて、リモートご出席の委員の皆様方から、ご質問等ありましたら伺いしたいと思います。もしご質問がある方は挙手ボタン押して頂ければ、特にないようですね。

ありがとうございました。

それでは、次に(4)第43回岩手県環境審議会水質部課審議結果について、水質部会長である伊藤委員から御説明をお願いしたいと思います。

よろしくお願いします。

○ 伊藤委員

水質部会から報告事項でございます。お手元の資料4をご覧ください。

令和7年1月27日に開催しました水質部会におきまして、1番「審議事項」に記載しております5点について審議を行いましたので、結果を報告させていただきます。

まず、審議事項1点目及び2点目は、それぞれ水質汚濁防止法に基づく、公共用水域

及び地下水質の令和7年度の測定計画についてです。

審議の結果、いずれも事務局案のとおり議決いたしました。

続きまして、審議事項3点目は、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく令和7年度の調査測定計画についてです。

審議の結果、こちらも事務局案のとおり議決いたしました。

次に、審議事項4点目の、環境基本法に基づく宇部川に係る水質環境基準類型の当てはめについてですが、宇部川について、河川の水質環境基準の類型を、A類型から、最も水質が良好な、AA類型に引き上げるものであります。

審議の結果、こちらも事務局案のとおり議決いたしました。

続きまして審議事項5点目の、県民の健康で快適な生活为确保するための環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則についてです。

こちらは、水質の分析方法を規定する日本産業規格JISの番号に変更が生じたことに伴いまして、JISから測定方法を引用している規則を改正するものになります。

審議の結果、事務局案のとおり議決いたしました。

水質部会の報告は以上でございます。

○ 渋谷会長

はい、ありがとうございました。

ただいまの報告について、まず、会場の委員の皆様から御質問いただきたいと思います。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは次に、リモートご出席の委員の皆様から、御質問を受け賜りたいと思います。

御質問がある方は挙手ボタンを押していただければ。

特にないようですので次に進めたいと思います。

続きまして(5)岩手県環境審議会自然・鳥獣部会審議結果について、自然・鳥獣部会長である辻委員から、御説明お願い致します。

○ 辻委員

辻です。自然・鳥獣部会の報告事項2件あります。

資料のナンバー5、27ページを御覧ください。自然・鳥獣部会が令和6年9月11日付けで諮問があった、鳥獣保護区特別保護地区等の指定について、及び第5次ツキノワグマ管理計画の改定についての2件について、令和6年9月20日に開催した同部会において審議をいたしました。

1つは、花巻温泉鳥獣保護区特別保護地区の指定期間満了に伴い、再指定するものです。この地域は、本県の代表的な温泉観光地の花巻温泉の西側に位置する、万寿山西麓と一帯の区域であり、植生としてブナ、ミズナラなどの広葉樹が比較的多く、野生鳥獣

の良好な生息環境となっております。周辺は県立自然公園に指定されていることから、観光客に対し鳥獣保護思想の普及啓発が期待されている地域です。

また、この地域には、オオルリ、アカゲラ等といった樹林帯に生息する鳥類や大型哺乳類のツキノワグマ、ニホンカモシカ等の多様な鳥獣が生息しております。これらの事から、多様性に富んだ鳥獣相の保全を図っていくため、鳥獣保護区の中核的な区域を引き続き特別保護地区に指定し、鳥獣の生息地の保護を図るものです。

続きまして、大槌町赤浜の鳥獣保護区の指定についてです。

令和6年10月31日をもって当該区域の期限が満了することに伴い、現地を確認したところ、従来の鳥獣保護区の境界となっていた海岸線及び道路が、東日本大震災津波の復興事業の進捗に合わせて形状の変化が確認されたもの。復興事業の完了に伴い、形状を精査したところ区域が安定したため、当該増加分について、区域を拡大したものです。

この地域は、一部が三陸復興国立公園に指定されており、自然とのふれあいの場としての効果が期待されています。

また、この地域には、ヤマガラ、トビ、カシラダカなどの鳥類を中心とした鳥獣が多く生息しており、鳥獣の良好な生息地となっています。

このことから、指定期間を更新し、引き続き鳥獣の保護を図るものです。

審議の結果、鳥獣保護区特別保護区等の地点については、原案を適当と認め更新を行いました。

次に、第5次ツキノワグマ管理計画の改定についてです。

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」及び環境省が定める「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針」に基づき、県において策定している第5次ツキノワグマ管理計画について、国の交付金を活用した指定管理鳥獣捕獲等事業により、クマを捕獲する場合には、あらかじめ鳥獣保護管理法第7条の2第2項第5号により「指定管理鳥獣捕獲等事業」の実施に関する事項を定める必要があることから、改定案について諮問され、審議の結果、原案を一部修正の上、適当との答申を行いました。

詳細につきましては、鳥獣保護区等の図面を記載しておりますほか、第5次ツキノワグマ管理計画の概要を添付しておりますので、後ほど御覧ください。

以上で自然・鳥獣部会の報告を終わります。

○ 渋谷会長

はい、ありがとうございました。

ただいまの報告について、まず、会場の委員の皆様から御質問いただきたいと思います。

特によろしいでしょうか。

それでは次に、リモートご出席の委員の皆様から、ご質問を受け賜わりたいと思います。御質問のある委員は挙手ボタンを押していただければ

はい、特に御質問等ないようですので次に進めたいと思います。ありがとうございました。

それでは、続きまして(6)令和7年度における取組について、事務局から御説明をお願い致します。

○ 吉田企画課長

33 ページを御覧ください。資料6になります。令和7年度における県の環境分野に係る取組について御説明します。

県では、一昨日の2月4日に令和7年度当初予算案の概要を公表しました。33 ページと34 ページは、その資料を抜粋したものになります。本日は、33 ページ右側の、「10の政策分野」のうち、当審議会と関連が深い、ローマ数字のⅧ「自然環境」の分野の事業を抜粋して説明させていただきます。

34 ページを御覧ください。こちらでは、「自然環境」分野の取組の方向性とポイント、主な事業について御説明しております。当分野では、「ツキノワグマに係る捕獲の強化や環境整備、市街地出没時の対応訓練など総合的な鳥獣被害防止対策の推進」、「温暖化防止いわて県民会議を中核とした県民、事業者総参加の県民運動などによる脱炭素化の推進」、「地域経済と環境の好循環に向けた、市町村や発電事業者等との連携による再生可能エネルギーの導入」に重点的に取り組むこととしており、関係する主な事業を掲載しておりますので、後ほど御覧ください。

続いて、35 ページを御覧ください。35 ページから42 ページの資料は、今ほど御説明しました、「ツキノワグマに係る捕獲の強化や環境整備等」の取組に関連しまして、県においてこのたび策定しました「岩手県ツキノワグマ対策パッケージ」となっております。

36 ページを御覧ください。

項目1「策定の趣旨」についてですが、全国的にツキノワグマの出没件数や人身被害が増加傾向の中、国では令和6年4月にクマを指定管理鳥獣に追加するとともに、「クマ被害対策施策パッケージ」をとりまとめ、令和6年8月には指定管理鳥獣対策事業交付要綱を改正したほか、市街地での銃使用の規制緩和を柱とする鳥獣保護管理法の改正作業を進めているところです。

そこで本県では、国の動きと並行して、第5次ツキノワグマ管理計画を改定したところであり、クマ被害の課題先進県として、部局横断的な中期的取組を「岩手県ツキノワグマ対策パッケージ」としてとりまとめのうえ公表し、総合的な対策を講じていくこととしたものです。

項目2には「現状と課題」、項目3には「目指す姿」を記載しております。

37 ページを御覧ください。項目4「県が取り組む具体的な推進方策」についてですが、国のパッケージに準拠した4つの柱立てで構成し、関係部局と調整のうえ、関連する取組を記載しております。

まず、(1)「人の生活圏への出没防止」では、人の生活圏への出没を防止するため、人の生活圏と接する山林や耕作放棄地等の刈り払いによる緩衝帯の整備、クマ類の移動ルートとなる河川敷の刈払い等により、クマの生息環境管理を促進するための各種取組を記載しております

38 ページを御覧ください。次に、(2)「出没時の緊急対応」では、クマ類の市街地等への出没に備え、麻酔捕獲や銃規制緩和に対応するための訓練や、県や市町村、警察、猟友会で構成する対策チームの配置、農地等に出没するクマの捕獲等に向けた各種取組を記載しております。

39 ページを御覧ください。(3)「クマ類個体群管理の強化」では、個体群の安定的な維持を図るため、生息個体数推計のための大規模ヘアトラップ調査や指定管理鳥獣捕獲によるクマの捕獲等の各種取組を記載しております。

40 ページを御覧ください。(4)「人材育成・確保」では、地域の実情に応じた被害防止対策のアドバイザーの配置や、県や市町村、警察、猟友会で構成する対策チームの配置等の各種取組を記載しております。

41 ページ以降には、参考資料として、岩手県環境保健研究センターによるツキノワグマ関係の研究成果を掲載しておりますので、後ほど御覧ください。

なお、このパッケージについては、本日県のホームページで公表するとともに、市町村や関係団体などとも共有を行うこととしております。

説明は以上となります。

○ 渋谷会長

はい、ありがとうございました。

ただいまの御説明について、まず会場の委員の皆様からご質問いただきたいと思います。いかがでしょうか。

はい、鈴木委員。

○ 鈴木委員

鈴木です。40 ページにあります、クマ対策アドバイザー（仮称）についてどういう存在なのか御説明いただきたいと思います。

○ 酒井自然保護課総括課長

はい、自然保護課総括課長の酒井でございます。

こちらにつきましては、今時点の考えといたしますと、クマ対策関係で知見を有する

民間の方を、アドバイザーという形で、例えば定期的に自然保護課に来ていただいて、我々が取り組んでいる施策に関する助言ですとか、あとは、別に県内で人身被害等が起ることがありますけれども、分析等についてはちょっと甘い部分があるというお話を審議会等からいただいてございましたので、現場の方でやるときにこういった観点で、そういった現場の調査といいますか、ポイントみたいな、助言いただくとかその現場での職員のスキルアップといいますか、そういったところを、アドバイザーの方の力を借りて、スキルアップできればなということで今、想定して準備を進めている所でございます。

○ 鈴木委員

そうしますと、委託、嘱託というような感じですね。

○ 酒井自然保護課総括課長

今のところはですね、委託事業ですね。

○ 鈴木委員

はい、分かりました。ありがとうございます。

○ 渋谷会長

はい、ありがとうございました。他にはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは次に、リモート出席の委員の皆様方、御質問等ありましたら、挙手ボタンを推していただけたらと思います。

はい、御質問お願いします。

○ 大友委員

はい。クマ関係じゃないですけど、34 ページ。

34 ページに主な事業として、「三陸ジオパーク推進強化事業費」というのがあります。それで三陸ジオパークの地域資源を保全して、いろいろ活用をしていこうと。そして、世界ジオパーク認定というのはハードルが高いですけども、これは、県庁の環境生活部で担当しているということなのではないでしょうか。

他のジオパークでは、役所というよりは博物館とか色々、現地のジオパーク推進室等でこういうことを実施している、というふうに思っているのですけれども、そのあたり、ちょっと教えていただきたいなど。

○ 渋谷会長

はい、ありがとうございます。よろしくお願いします。

○ 小國副部長兼環境生活企画室長

環境生活部副部長の小國でございます。

三陸ジオパークの事業につきましては、環境生活企画室の一担当のところで、業務を推進しております。その事務局は今、宮古市の方に駐在して、現地の 16 市町村と連携いたしまして三陸ジオパークを推進しているところでございます。

なぜ三陸ジオパークが環境のセクションにあるのか、というお話ですが、当初は地域振興という観点から、いわゆるふるさと振興、地域振興の部局でこの事業は持っていたのですが、この三陸ジオパークについては、「ジオサイトの保全」という観点から、三陸復興国立公園の中に、ジオサイトが 118 ございます。こちらの方、保全して行くことがまず第 1 の目的として、この三陸ジオパークの推進事業を行っていることです。

加えまして、この三陸ジオパークについては、復興という観点も含めまして、ジオパーク認定をいただいております。その三陸地域の復興、さらには自然環境の保全、交流人口の拡大、いうこともあわせて、この三陸ジオパークの理念の中に盛り込みまして、総合的に地域振興を図っているということです。三陸ジオパークについては自然環境、ジオサイトの保全というところがまず第 1 にありますので、環境生活部の方で担っているということでございます。

○ 大友委員

はい。最近新しくジオパークに認定されたところもあり、かつ認定取消とか、あと保留みたいな感じで、色々と地元の組織を建て直さなければならないところもあったりします。ぜひ三陸ジオパークは、多くの市町村が連携して、運営・推進しているということで、頑張っただけいいなと思います。以上です。

○ 渋谷会長

はい、ありがとうございました。他にはございますか。

はい、ありがとうございました。

4 その他

○ 渋谷会長

それでは、その他として会場の委員の皆様から何かございますか。

○ 岩井委員

はい、岩井でございます。37 ページであった、クマ対策のところの、草刈りの問題なのですが、今正直言って、山の草を刈る、それから河川の草を刈る、自治会で草を刈るという場合、人手不足、それから熱中症で、山の管理の傍ら朝の 4 時から 12 時まで

行わないといけない事実や、草刈りを行っていたらハチに刺される事故があったり、自治会方でも高齢化してできない。シルバー人材センターさんの方も追いつかないという事実があります。

今、草の成長の調整剤ですとか、それから防草シートというのは、私が建設業なので、そういう部分で今すごい問い合わせ等がありますし、あと、林務部さんから、林建分野（林業分野と建設分野）の共同で、何とか建設業が山にも入って草刈りを覚えていただけないか、というような形で、クマの問題というよりは、今、温暖化の関係で、ものすごい草の成長が早くて、全然草を刈れる人が居なくて、熱中症など、皆さんどうするのだというところです。

草を刈るロボットだとか、色々出ているようですが、この間もある市町村の議会でも、ここに対してのニーズということがあって、確かにクマ問題とか、害虫問題で草を刈るというのは大切なことだし、自治会とか学校とかいろんなところが関わっていますが、その辺を、今後どのようにやっぱり持っていくのだろうと、いうことを検討していただきたいなと思います。

皆さん簡単に「草を刈る」と言うのですが、もう追いつかないっていうのが、今、現状なのかというふうな形なので、この辺も何か考えて、クマ対策や草対策をしていかなければならないのではないかな、というふうに思います。

○ 渋谷会長

はい、ありがとうございます。

○ 酒井自然保護課総括課長

はい、今の御指摘の部分で全てのところではないですけども、1つの参考事例ということで、今年度は沿岸の大槌町の方で、環境整備の方につきまして、いわゆる自治体の方で特別交付税を活用した事例ということで環境整備に取り組んでいます。

こちらは、大槌町さんからまちづくり会社の方々へ元請けとして受けていただいて、その町づくり会社を中核として、例えば自治会であったりとか、シルバー人材センターであったりとか、林業関係の事業者、建設事業者といった方でも町内の事業者全てに入っていて、簡単に草刈できる平地であったりだとか、新人さんとか自治会の方にやっていただいて、斜面とか木が生えている所だけは専門の業者さんに入っていて、という形ですね。それぞれ持っている力を発揮できるような場所で、環境整備をしていただくという取組をしていただいております、こちらは実際にクマの目撃情報などの抑制に繋がったということで、御報告もいただいております。

こちらにつきましては、もう全ての市町村で活用可能なものとなっておりますので、パッケージの中でも一応位置づけをさせていただいておりますけれども、こういった取組を、他の市町村さんでも導入していただいて、ボランティアだけに頼らない形と

して、環境整備を進めていけばなと考えております。

○ 岩井委員

はい、ありがとうございます。やっぱり各自治体、各市町村等で、こういう良い事例とかやっている取組をもうちょっと広めていただければ、なかなか逆に人が減ったりとか、やりたがらなかったり、大変な状態なのかなと思いますので、やっているところの良い事例とか、そういうものを色々紹介していただいて、その町でできるような形をしていただければなと思います。以上です。

○ 渋谷会長

はい、ありがとうございました。他にはございますか。
よろしくお願いします。

○ 大友委員

大友です。資料 26 ページのところ。

最近話題になっている PFOS と PFOA とか、岩手県で測定されたデータをウェブで探しますと、県のデータもあったり、環境省のデータもあったりするのですが、岩手県の各市町村が、うちのところは測定した結果いくらでしたというような感じで、データが結構分散して各市町村のホームページで出ていたり、それから、盛岡市だと上水道の測定値だったり、そういう感じで、岩手県全体でどのぐらい測定されていて、全国で話題になっているような、高い数値はないのだ、というようなことを、この水質部会のあたりで、例えばこの (1) で、公共用水域水質測定計画について、何地点で計画を実施するというようなところで、今後の PFOS や PFOA についても、思いがけないところで高い値が出て住民がびっくりするというようなことをよくニュースで見ますので、そのあたりを今後、測定項目の中に入れてはどうでしょうかと思います。

○ 渋谷会長

はい、ありがとうございます。PFOS、PFOA 対策お願いします。

○ 加藤担当技監心得兼環境保全課総括課長

はい、環境保全課の加藤から報告させていただきます。

PFOS、PFOA につきまして、非常に高濃度で検出されたとか、血液の検査をしたとか様々なところで話題になっているところであります。

先ほどいろんなところで測っているというお話がございましたが、PFOS、PFOA につきましては、水道水の観点から測定されているという面がまず 1 つありまして、市町村で独自に測ったものを、その市町村で公表しているという側面がございます。他

方、環境水ですね、河川、海とか、そういった公共用水域及び地下水につきましては、水質汚濁防止法に暫定基準が定められておりますので、県の方で環境水を測定しているというものでございます。令和3年ぐらいからやっているわけですが、他県ではかなり高濃度で出ているところもございますが、本県では、暫定基準値の50ナノグラム/リットルを下回っており、超過している事例は県内では現在のところない、というところで、まず大丈夫かなと思っております。

今後、高濃度で検出されるというような事例も、もしかしたらあるかもしれませんが、その際に例えば、河川であれば、上流の方にさかのぼって調査をする、ないしは周辺の工場で工場の排水を調べてみるとか、そういった必要な対応については、しっかりとっていくつもりでおります。現状、PFOS、PFOAにつきましては、あまり岩手県にとっては大きな問題ではないのかなと思いますが、監視についてはしっかりやっていきたいと考えております。

○ 渋谷会長

はい、ありがとうございます。よろしいでしょうか。

○ 大友委員

はい、ありがとうございます。

○ 塚本委員

私も同じ資料でPFOS、PFOAが気になっていました。

もう一点気になっていたのが、マイクロプラスチックの県内の河川等への流入状況についての調査だとか研究だとか、その対策とかはどのようにされているのかということ、教えていただければと思います。

○ 渋谷会長

マイクロプラスチックの、河川の関係。

○ 古澤資源循環推進課総括課長

資源循環推進課の古澤です。河川の実態についてですが、現状把握してございません。ただし、環境保健研究センターという県の研究機関の方で、海水のマイクロプラスチックの調査を継続的に実施し把握している状況です。

○ 塚本委員

三陸の沿岸の漂着・漂流物のデータを県で収集していたのは知っているのですが、岩手の場合の問題として、県土面積が広い中、三陸に河口がある河川よりも、県内人口の

7割以上がいる内陸部の内陸河川から、県外、宮城、それから青森、一部秋田と、県外に河口がある河川の流域に多くの人口が住んでいて、下流に行くと両県の問題になってくると思うのですけれども、その辺を考えると、北上川を中心とした内陸河川へのマイクロプラスチックの流入防止が大事だと思っております。その辺りをちょっと検討してもらえなと思います。以上です。

○ 渋谷会長

はい、よろしくお願いします。

○ 古澤資源循環推進課総括課長

プラスチックごみ問題については、プラ循環法をはじめとして、最近話題になってきておりますので、県として出来る限りのことはしていきたいと思えます。

○ 渋谷会長

はい、ありがとうございました。リモートの委員の方よろしいでしょうか。

それでは、事務局の方から何かございますか。

○ 酒井自然保護課総括課長

その他事項として、自然保護課から説明をさせていただきたいと思えます。皆様のお手元の方に、追加資料をお配りさせていただいているかと思えますけれども、こちらの方で、野鳥における高病原性鳥インフルエンザへの対応について御説明をしたいと思えます。

1の令和6年シーズンにおける野鳥の鳥インフルエンザ発生状況でございますが（1）の通り、国内では1道15県109件で高病原性鳥インフルエンザが確認されておまして、国におきましては、昨年10月に対応レベルをもっと高いレベル3に引き上げて監視を強化しているところでございます。

（2）の本県の発生状況でございますけれども、今シーズンは、これまで盛岡市及び花巻市で計3事例が確認されておまして、簡易検査等で陽性が確認された時点で、環境省の方で半径10km圏内を野鳥監視重点区域に指定しまして、監視を強化しているところでございます。なお、家きんや飼養鳥で高病原性鳥インフルエンザの疑い事例が発生した場合におきまして、同様に監視区域が指定されるところでございます。

次に、2の発生時の対応でございますけれども、野鳥監視重点区域内の野鳥の主要飛来地につきまして、振興局の職員や鳥獣保護管理員が定期的に巡回しまして、死亡個体や衰弱個体の早期発見・回収に努めております。

また、陽性事例が確認された都度、報道機関の情報提供や、県のホームページへの掲載を通じまして、県民に周知を図るとともに、連絡会議の中で、関係部局と情報共有を

図りまして、家きん使用者に対しての注意喚起などを行っているところです。

次に、3の発生に備えた事前の対応でございますけれども、渡り鳥の飛来が始まる9月から10月を早期警戒期間としまして、死亡野鳥の調査を強化するとともに、死亡野鳥を発見した場合などに素手で触れない、といったことですか、野鳥が密集することで感染が拡大するおそれがありますので、餌付けを自粛することなどを、県のホームページやSNS、県勢番組で県民へ注意を呼びかけているところでございます。

また、広域振興局の担当職員を対象として、発生時の対応ですとか、簡易検査の実技に関する研修を実施いたしますとともに、例年1月には、ガン、カモ、ハクチョウ類の飛来状況や、種類ごとの生息状況調査を実施いたしまして、国や県のホームページで結果を公表しているところです。

なお、参考資料といたしまして、別添1で注意喚起のチラシとですね、別添2で家きんにおける対応状況として5事例、こちらまとめさせていただいております。こちらを添付してございますので、あとで御覧いただけましたらと思います。その他、報告は以上でございます。

○ 渋谷会長

はい、ありがとうございました。何かご質問等ありますか。

鳥インフルエンザに関しては、野鳥の死亡がもうかなりあるということで、岩手県ではあまりないと思うのですけれども、他の県だとツルとか集団でかかると大変なことになるというようなことがあったりします。

また、まだ人には感染していないという状況で良いですけれども、人畜共通の感染症、丹野先生が一番詳しいと思うのですけれども、それになってくるとまた大変なことになるということで、非常に生物多様性っていう観点からですね、注目されているということで御報告いただいたところでございます。防疫作業に関わった県の職員さんも御苦労されたと聞いております。また広がらないことを祈るということで、御報告の方は、よろしいでしょうか。

それでは、以上、議事進行の方、事務局の方にお返ししたいと思います。

○ 小國副部長兼環境生活企画室長

はい、渋谷会長どうもありがとうございました。

以上をもちまして、本日の審議会を終了させていただきます。

外はお足元が悪いので、ぜひ皆様気を付けてお帰りいただければと思います。

皆様大変お疲れ様でございました。ありがとうございました。